避難に関する情報は次のような種類があります





避難勧告



避難勧告や避難指示を行う事が予想される場合に発令されま す。高齢者など避難に時間を要する人々に早めの避難を促す目 的を持ちます。

災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合に発令されます。対象住民に避難を勧めますが、避 難を強制するものではありません。

状況がさらに悪化し、災害による人的被害の危険性が非常に高 まった場合や、人的被害が発生した場合に発令されます。避難 勧告よりさらに強制力は強くなります。

- 注 避難指示が出ているにも係らず 避難しなかった人に対する罰則規定は ありません
- 避難命令:地震、津波、台風などの自然災害や原子力災害で対象地域 に重大な危険が迫っている場合に発令されますが、現在日本では法律 に基づくこの命令は規定されていません。









- 西日本防災システム

もう少し 難しく!!

避難準備情報

要援護者避難情報

法律上には規定されていません。各市町村の地域防災計画等で定められています。

人的被害の発生の可能性が高く事態の推移によっては避難勧告や避難指示発令への移行も考えられる場合に避難に向けた準備を呼びかけるものであると共に、非難に際して時間を要するような要援護者に対しては避難を開始することを促しています。

居住者等には要援護者は計画された避難場所への避難を開始し、非難を支援する人は 支援行動を開始する。要援護者以外の人は、家族等との連絡、非常持出品の用意等避 難の準備を開始する となっています。

避難勧告

対象地域の居住者や滞在者等の生命・身体の保護を目的として、安全な場所への立退きを求めて、早期の避難を促すために発令されます。居住者等を拘束するものではありませんが、発令する市町村長は、出された勧告を尊重することを期待して避難行動を勧

法律には災害対策基本法第60条に「避難のための立退きの勧告」と規定されています。

避難指示

避難指示の発令状況は避難勧告よりさらに水害等の災害の危険が切迫している場合に発令されます。避難勧告に従い避難した人は、迅速、確実に避難する必要があります。 まだ避難していない人は、直ちに避難しなければなりません。万が一避難する時間的余裕が無い人は、生命を守るための最低限の行動が要求される段階です。

法律には災害対策基本法第60条に「避難のための立退きの指示」と規定されています。







などについて

- 西日本防災システム

今後の情報

災害発生時の避難に関する法律的な根拠は災害対策基本法です。これが制定されたのは1961年(昭和36年)です。54年前ですね!

その当時から私達の生活は大き〈変化しています。もちろん情報伝達方法も随分様変わりしました。 同時に避難の呼びかけ方法も大き〈方向転換しました。

以前避難に関する情報伝達手段は防災無線、ラジオ、テレビなどが主流でしたが、現在ではパソコン、携帯電話、スマートフォンなどの端末など、情報伝達手段が充実し幅広く普及しています。

各市町村ではハザードマップを作成したり、いろいろな端末を使った警報やエリアメール、防災速報などの高性能な情報提供が可能になっています。

ですが、情報は発信されるだけでは意味を持ちません。

情報を正しく受け取り、行動に移してこそずべてのシステムが稼動したことになります。

あらゆる方向に 頭のアンテナを張り巡らせて、情報をキャッチし、直ちに 行動!

これを心がけたいと思います。



